



## 定額減税について①



近年の物価上昇の影響により実質賃金が追いつかず、家計負担の軽減を図ることを目的として R6 年度税制改正大綱にて 1 人当たり最大 4 万円の減税を行う定額減税を実施することが決定しました。今回は事務処理が煩雑と予想される給与処理について抜粋してご紹介させていただきます。

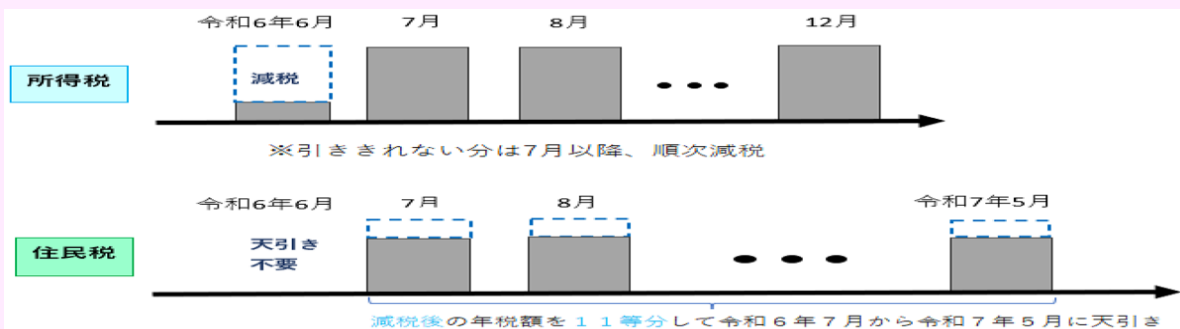
### 定額減税とは

令和 6 年分所得税・個人住民税から定額の特別控除が実施。(居住者で合計所得金額 1,805 万円以下に限る)

【定額減税額】 所得税：本人 3 万円+同一生計配偶者・扶養親族 3 万円×人数

住民税：本人 1 万円+同一生計配偶者・扶養親族 1 万円×人数

給与支払者は R6.6/1 以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は以後令和 6 年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。特別徴収となっている住民税は R6 年 6 月の給与にかかる住民税の特別徴収は行わず、定額減税後の税額を 11 分割して、R6 年 7 月～R7 年 5 月分の給与から天引きします。



### 月次減税事務について

控除対象者…R6.6/1 現在、勤務しているもののうち、扶養控除等申告書を提出している居住者の人  
同一生計配偶者…生計を一にする居住者の配偶者(専従者を除く)のうち合計所得額が 48 万円以下の人  
扶養親族…控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族

【例】同一生計配偶者…有、扶養親族…2 名

30,000 円(本人分)+30,000×3 名(同一生計配偶者・扶養親族)=120,000 (月次減税額)

扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や 16 歳未満の扶養親族については最初の月次減税事務を行う時までに控除対象者から源泉徴収に係る定額減税のための申告書の提出を受ける必要があります。給与ソフトや各人別控除実績簿により従業員ごとに月次減税額の残高管理が必要となります。

### 年調減税事務について

年末調整の対象となる人が原則として年調所得税額から年調減税額を控除する対象者となります。年末調整時の減税において下記の処理が予想されます。

- ① R6.6/1 以後に雇用された従業員の減税手続き(月次減税は出来ないため)
- ② R6.6/1 以後の扶養親族等の変更における減税額の見直し
- ③ 合計所得が 1,805 万円を超えた場合の減税額の計算し直し



今回は給与支払者の事務処理について取り上げました。次号は給与所得者以外の定額減税についてもご紹介させていただきます。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：岸田)